

第6号様式別表5の6の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書の④から⑯の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6（23）付表1）に記載した5から8まで及び法人税の明細書（別表6（23））に記載した10から16までの各欄（連結法人にあっては法人税の明細書（別表6の2（20）付表1）に記載した5から8まで及び法人税の明細書（別表6の2（20））に記載した10から16までの各欄）に記載したところに準じて記載します。

2 各欄の記載のしかた

| 欄 等 | 記 載 の し か た | 留 意 事 項 |
|--------------------------------------|--|--|
| 1 「比較雇用者給与等支給額②」 | ⑦の欄の金額を記載します。 | 法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除は、①の欄の金額が②の欄の金額以上であることが必要です。 |
| 2 「前事業年度又は前連結事業年度④」 | <p>前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。</p> <p>(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令第39条の47第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載します。</p> <p>(2) 「<u>適用年度の月数</u> ④の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ⑥」の欄 欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。</p> <p>(3) 「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄 欄中「⑤」とあるのは「(⑤+⑥)の外書」として計算します。</p> | |
| 3 「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」及び「国内設備投資に係る計算」 | それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」の欄のいずれかに○印を付します。 | |
| 4 「⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額⑯」及び「控除対象額⑯」 | これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 | |
| 5 「①のうち所得等課税事業に係る額⑯」 | ①のうち法附則第9条第16項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載します。 | |
| 6 「控除対象額⑯」 | <p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法附則第9条第16項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「非課税事業又は収入金額課税事業」といいます。）とこれらの事</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>業以外の事業(以下「所得等課税事業」といいます。)とを併せて行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑯の欄の金額に⑩の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(D) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に⑩の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) ⑩の欄の金額の計算が困難であるときは、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(I) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑯の欄の金額に⑩の欄の金額を②の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(D) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に⑩の欄の金額を②の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p> | |
| 7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑩」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」 | <p>次に掲げる場合に該当する場合には、⑩の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑪の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合</p> <p>(2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合</p> | 従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。 |
| 8 「付加価値額からの控除額⑫」 | <p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(I) 非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 ⑩の欄の金額に、⑫を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) (I)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ⑯の欄の金額に、⑫を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) その他の法人 ⑫を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p> | |